

議案第54号

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年5月28日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 渋谷正宏

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会非常勤職員規則（昭和39年杉並区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| (欠格条項)<br>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。<br>(1) <b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者<br>(2)及び(3) 略 | (欠格条項)<br>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。<br>(1) <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者<br>(2)及び(3) 略 |